

7月1日から

令和元年度

国民年金保険料免除申請と

納付猶予申請を受け付けます

国民年金保険料を納めることが困難なときは申請により認められると、保険料の納付が免除または猶予されます。

10年以内であれば後払い（追納）もできます（2年度を過ぎると加算金がつきます）。追納しなかった場合は、老齢基礎年金の金額が少なくなりませんが、受給資格期間には算入されません。

※申請は毎年必要ですが、継続申請を選択された方は下段の★の項をご覧ください。

申請免除制度

（全額免除・3/4免除・半額免除・1/4免除）

本人、配偶者、世帯主の前年所得が基準額以下の場合や、失業した場合等は、保険料の全額または一部の納付が免除になります。

ただし、3/4免除等の一部免除の承認を受けても、残りの保険料を納めなければ「全額を納めていない期間（未納）」と同じ取り扱いとなりますのでご注意ください。

納付猶予制度

50歳未満の方は、本人と配偶者の所得が基準額以下の場合や、失業した場合等は、保険料の納付が猶予されます（世帯主の所得は問われません）。

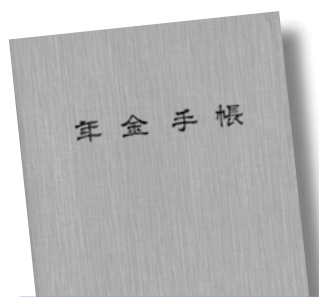
その他の免除制度

学生納付特例と法定免除（1級、2級の障害年金や生活保護法による生活扶助を受けている方）、産前産後免除（詳細は市報3月15日号をご覧ください）があります。まだ届出や申請が済んでない方は手続きにお越しください。

対象期間

免除および納付猶予の承認期間は、令和元年7月から令和2年6月までです。

※注意 不慮の事故等にあわれた後（初診日の後）に申請しても、遡って承認された期間は、障害年金等の申請に必要な納付要件に算入されませんが、申請は早めに行ってください。



問合せ（申請場所）

市 国保年金課 国民年金係
TEL 25-1111
(内線 1115、1116)

申請に必要なもの

- ① 年金手帳
- ② 印鑑
- ③ 失業した方は、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証等（コピー可）が必要な場合あり
- ④ 代理人による申請は、代理人の身分証明書（運転免許証等）。委任状が必要な場合もあり

※税の申告が済んでいない方は、申告を済ませておいてください。

※平成29年6月からの申請が済んでいない方は、申請時点から2年1カ月前の月分まで遡って申請できます。

★継続申請の方はこちら

全額免除または納付猶予に該当する方は、申し出（選択）により、継続申請が可能です。前回までの申請で継続申請を選択し、かつ全額免除または納付猶予が承認された方は、毎年の申請は必要ありませんが、次の方は申請が必要です。

〔継続申請を選択し全額免除または納付猶予が承認されているが、今回も免除等申請が必要なる方〕

- ① 失業による特例で、承認された方。
- ② 免除区分を、3/4免除等の一部免除に変更したい方。
- ③ 納付猶予から全額免除へ変更可能な方。

※注意 継続申請を選択していても、承認されなかった場合は、その時点で継続申請は終了し、翌年度から新たに免除等申請が必要になります。また、承認されなかった年度も、一部免除等の申請はできません。